

社会福祉法人愛幸会役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛幸会(以下「法人」という。)の役員、評議員及び評議員選任委員会の委員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償に関する事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 法人の常勤の役員に対して報酬を支給する。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬は、職員の給与規程に準じて算定した額とし、毎月25日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に支払う。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会、評議員選定委員会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通実費額を支払う。

3 会議又は旅行の日当は、1日につき12,000円とする。

4 旅行したときは、職員の旅費規程に準じて、旅行諸費及び宿泊料を支払う。

付 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。